

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町 字山馬越188番地	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水67番地	デイサービスセンター「綾の里」	大船渡市三陸町綾里字清水125番地2	平成27年2月20日

2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町 字山馬越188番地	グループホーム綾姫	大船渡市三陸町綾里字清水67番地	グループホーム「綾の里」	大船渡市三陸町綾里字清水125番地2	平成27年2月20日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町 字山馬越188番地	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水67番地	デイサービスセンター「綾の里」	大船渡市三陸町綾里字清水125番地2	平成27年2月20日

4 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町 字山馬越188番地	グループホーム綾姫	大船渡市三陸町綾里字清水67番地	グループホーム「綾の里」	大船渡市三陸町綾里字清水125番地2	平成27年2月20日